平成２１年（フ）第１６８８号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－３棟913号
債務者　高田　　緑
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０８号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島209棟304号
債務者　山田　一葉
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１７号
京都府長岡京市下海印寺下内田19番地１　エヴァン・ウノエ301
債務者　土居展實こと　土居　伸光
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
島根県八束郡東出雲町錦新町３丁目３番１号
債務者　飯國まり子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０８号
福岡県うきは市浮羽町西隈上572番地５
債務者　佐藤千代香
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６８８号
千葉県柏市篠籠田556番地９　ヴィレッヂM―102号
債務者　澤地　麻子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９１号
千葉県野田市堤台91番地セジュール愛でる102
債務者　佐々木　清
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９２号
千葉県松戸市馬橋2851番地コーポ近代403号
債務者　栗山　順子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９３号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目10番31―701号
債務者　渡辺　珠美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９８号
千葉県流山市東初石２丁目78番地の１ダイアパレス　コータ・コート128
債務者　服部真弓美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７０３号
千葉県松戸市松飛台400番地の２モンテベルテくぬぎ山Ｂ―105号
債務者　笠松美代子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５２３０号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目21番地の１－E18―401
債務者　土井　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３１９号
大阪市東淀川区小松４丁目10番８号　サンメルコ401号
債務者　奥田　　賢
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４４号
大阪市西成区橘１丁目11番22号　アサヒ荘202
債務者　磯福　宣児
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５９１号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ25―105号
債務者　片岡あゆ子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１８号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番９―1105号
債務者　朴恵玉こと　朴　　恵玉
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３７号
大阪府摂津市庄屋２丁目２番６―207号
債務者　オフィスプローブこと　澤田　秀次
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部